

〔資料編〕

松伏町子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項の規定に基づき、松伏町子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事務に関する事項
- (2) 前号のほか、子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) 公募による町民
- (5) 子どもの保護者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) 労働者を代表する者
- (8) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、すこやか子育て課において処理する。

(平29条例16・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年松伏村条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成29年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

松伏町子ども・子育て支援審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	若 盛 正 城	特定非営利活動法人全国認定こども園協会顧問
副会長	永 沼 清 美	町立松伏第二小学校校長
委 員	石 井 貞 人	社会福祉法人愛抱会理事長
委 員	今 井 新 吉	公募
委 員	栗 原 展 代	主任児童委員代表
委 員	小 嶋 久美子	町立第一保育所保護者会会長
委 員	庄 野 紀美子	特定非営利活動法人親子サポートぼっぼ副代表
委 員	萩 原 豊 子	社会福祉法人松伏町社会福祉協議会学童クラブ本部長
委 員	宮 本 慶 太	学校法人無量寿学園たから幼稚園園長
委 員	若 盛 清 美	埼玉県保育士会会長

(順不同・敬称略)

計画策定の経過

【平成30年度】

年 月 日	審 議 会	その他
平成30年5月28日	第1回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 町長と審議会委員との懇談 ・松伏町での子育てに関する将来像等	
平成30年7月27日		松伏町子ども・子育て支援事業計画 担当者会議
平成30年9月21日	第2回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 事業計画策定までのスケジュール及びニーズ調査について 2) 事業計画における事業の進捗状況について 3) 事業計画における提供体制について	
平成30年10月18日 ） 平成30年11月2日		事業計画策定のためのニーズ調査の実施
平成31年2月13日	第3回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 事業計画策定のためのニーズ調査の結果について	

【令和元年度】

年 月 日	審 議 会	その他
令和元年5月27日	第1回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 令和元年度のスケジュールの確認 2) 事業計画（案）の検討 3) 松伏町の年齢別児童数の推移 4) 幼稚園児及び認定子ども園児（教育認定子ども）の保護者の就労状況に関するアンケートの実施について	

令和元年6月20日		松伏町子ども・子育て支援事業計画 担当者会議
令和元年6月24日 ） 令和元年7月19日		幼稚園児保護者の 就労状況等に関するアンケート調査 の実施
令和元年6月26日	第2回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 事業計画(案)の検討 2) 現計画の進捗確認	
令和元年9月30日	第3回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画 (素案)について 2) 松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画 (素案)への意見募集について	
令和元年10月25日 ） 令和元年11月25日		パブリックコメント の実施
令和元年12月16日	第4回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) パブリックコメントの結果について 2) 事業計画(案)の確定について	

子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

1 調査の目的

本調査は、2020年度を初年度とする「松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学童クラブの利用状況や利用希望を把握し、子育て支援に関するご意見・ご要望を取り入れるために実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査対象者

区分	調査対象
① 未就学児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出した、松伏町内に在住する未就学児童の保護者…600名
② 就学児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出した、松伏町内に在住する小学校就学児童の保護者…600名

※①、②のいずれも、2018（平成30）年10月1日現在

(2) 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配付・郵送回収

調査期間：2018（平成30）年10月18日（木）～11月2日（金）

3 調査項目

(1) 未就学児童保護者

- ① 対象者の属性と家族の状況
- ② 保護者の就労状況
- ③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用
- ④ 地域子育て支援拠点事業の利用
- ⑤ 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用
- ⑥ 子どもの病気の際の対応
- ⑦ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
- ⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方
- ⑨ 職場の両立支援制度
- ⑩ 町の子育て環境や支援の満足度
- ⑪ 自由意見

(2) 就学児童保護者

- ① 対象者の属性と家族の状況
- ② 保護者の就労状況
- ③ 放課後の過ごし方
- ④ 自由意見

4 回収結果

区分	発送数	回収数	回収率
① 未就学児童保護者	600 通	297 通	49.5%
② 就学児童保護者	600 通	302 通	50.3%

松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画
“子どもいきいき、家族にここにこ、みんなが育つ、地域^{まち}づくり”

令和2年3月発行

発行 松伏町
〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
URL <http://www.town.matsubushi.lg.jp>
編集 松伏町すこやか子育て課
電話 048-991-1876（直通）